

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 1 号
件 名	市民病院の「文書を提出しないと答えない。回答するかは別」の姿勢の改善を求めることについて
要 旨	<p>情報公開制度に基づいて開示決定された文書を受け取る際に、開示決定通知書に、2, 公開の方法, 日時及び場所, 「日程調整いたします。ご連絡いただきますようお願いいたします。」、5, 担当課名等, 「課名, 担当者, 電話番号, 内線番号」が記載されています。決定通知書に記載されている内線番号に電話するため, 病院の電話交換手に告げると, 「わかりました。」と言って管理課につながります。</p> <p>11月8日に管理課職員へ是正を申し入れましたが, 「意見として伺う。」「上司に伝えるが, 回答するかどうかは別。」として応じず, 「上司に伺ったら, 文書で提出するように言われた。」と繰り返していました。</p> <p>病院で発出した開示決定通知書に記載された内線番号には直接つないでもらえず, 管理課に情報開示決定の内容を告げなければならない措置は, 情報開示制度に反するものではありませんか。再三の申し出に最後はやっと, 電話交換手にその旨を伝えることで, 直接電話できることになりました。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 すぐに答えられることは, 回答すること。</p> <p>2 「文書でなければ対応しない。回答するかどうかは文書を見てから判断する。」との措置をとらないこと。</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 12 月 3 日      第 1 項 第 2 項      }      市民厚生常任委員会
受 理	令和元年 11 月 13 日      第 428 号